

## 池田文書の研究(五)

池田文書研究会

### 緒方惟準の書簡について

#### 一 緒方惟準の略歴

惟準(これよし)は、緒方洪庵の次男であるが、長男が夭逝したため実質は嫡男。陸軍医務制度の設立者の一人。幼名は平三、名は準、惟準はその諱、字は子繩、通称洪哉、号は蘭洲。天保十四年八月一日大坂に生れる。七歳のとき後藤松陰について漢学を修め、十二歳で加賀大聖寺に赴き渡辺卯三郎について漢学および和蘭文典を学び、のち越前大野に移り伊藤慎造に蘭学・洋式操練を習う。安政六年、十六歳の秋、長崎医学所に入り、ボンペ、ポードウィンおよびマンズフェルトについて医学を修める。

文久三年、父洪庵の死去にともない江戸に帰り西洋医学所教授に就任し、さらに再度医学伝習のため長崎へ移る。慶応三年幕命によりオランダに留学。明治元年帰朝後は新政府に仕え、典藥寮医師、玄蕃少允に任ぜられ、また、大病院取締を命ぜられる。明治二年大坂仮病院の創業に従事し、翌三年には軍事病院を兼勤。同五年陸軍二等軍医正に任ぜられ、六年陸軍一等軍医正に昇進し、軍医学校専務を命ぜられる。明治十年西南戦争に際して、征討軍団病院副長として出征。翌十一年文部省御用掛、東京大学医学部(別課)生理学・眼科学教授を兼務するが、同年さらに大阪鎮台

病院長となり大阪に移る。同十三年陸軍軍医監兼藥劑監、軍医本部次長に任ぜられ、陸軍本病院御用掛を兼勤。同十七年東京陸軍病院長を兼務するが、同二十年職を辞して大阪に帰家、緒方病院を創立してその院長となる。また翌二十一年大坂慈恵病院の設立に参画し院長に選ばれる。明治四十二年七月二十日没、享年六十七歳。

惟準は公務の余暇に私塾を開き教授した。幕末の下谷竹町の塾では蘭学を教授し、その生徒は約二〇〇余名。明治五年から十一年まで駿河台南甲賀町に開いた塾では医学生のみを教授し、生徒数は総計八八二名に達したという。惟準の著訳書としては『衛生新論』『撰兵必携』『勃氏对症下药』『眼科闡微』『西藥新論』『外科器械略論』『勃海母氏藥物学』などがある。

(参考文献・緒方秀雄『緒方惟準直筆の自叙傳原稿について』その紹介と讀後覚書一七)

#### 二 惟準の書簡

池田文書には惟準の謙斎宛書簡が十八通含まれている。このうち最も時期の早いものは慶応四年、遅いものは明治三十八年である。これを惟準の経歴によって大別すれば次のようになる。

##### A 留学・軍医時代(慶応四年～明治二十年)

十通

##### B 大坂開業時代(明治二十一年～三十八年)

八通

池田家へ養子縁組を可能にするため洪庵の養子となつたいきさつから、謙斎と惟準とは、謙斎が二歳年上の義兄弟であり、洪庵の没後、下谷の惟準の塾では、謙斎が塾頭を勤めていたことが知

池田文書 — 緒方惟準書簡一覽

書簡	発行年月日( )内推定	発信者名	受信者名	備考
(A) 留学・軍医時代(慶応四年～明治二十年)				
1	613 1868明治元年3月8日	緒方洪哉 ユトレヒト	池田謙斎様	オランダ留学消息
2	614 明治(2)年9月9日	緒方洪哉 大坂	池田謙斎様	大村益次郎暗殺
3	644 明治( )年12月24日	洪哉	謙斎大先生	花松典侍容態
4	624 明治(10)年4月18日	緒方医正(久留米)	池田医監殿	西南戦争中
5	623 明治(11)年11月12日	緒方惟準 大坂鎮台病院	池田軍医監殿	メーエル氏眼科書
6	626 明治(11)年11月23日	惟準 (大阪)	謙斎賢盟兄	田中信吾
7	618 明治(13)年4月30日	緒方惟準 大阪	池田一等侍医殿	軍医監拜命
8	630 明治 年12月12日	緒方 (東京)	池田様	重三郎病氣
9	628 明治 年 月24日	緒方 (東京)	池田様	病人容態
10	625 明治 年12月29日	緒方惟準 大坂	池田謙斎様	老母容態
(B) 大阪開業時代(明治二十一年～三十八年)				
11	617 明治(21)年2月6日	緒方惟準	池田謙斎様	整三郎容態
12	621 明治(24)年12月11日	緒方惟準(大阪)	池田謙斎様	宮内省履歷
13	622 明治(26)年11月8日	緒方惟準 大坂	池田謙斎様	欠下友造
14	619 明治(28)年4月29日	緒方惟準 浪花	侍医長池田謙斎殿	「エペー」
15	620 明治(31)年2月7日	緒方惟準(大阪)	池田謙斎様	華族受爵祝い
16	627 明治(31)年5月9日	緒方惟準(大阪)	池田謙斎様	謙斎親屬書
17	629 明治(31)年5月9日	惟準 大坂	謙斎老兄	謙斎親屬書
18	615 明治 38 年1月3日	緒方惟準(大阪)	池田謙斎大兄	日露戦争時年賀

られているが、書簡全編を通じて、両者(両家)のきわめて親密な親戚づきあいが維新後も長年にわたって続いていたことを裏付けている。書簡の大半は惟準の家族の診察依頼や容態書であり、多くは大阪からの消息文である。上京の際、惟準が謙斎の家を宿所としていたことが窺われる。適塾関係者の就職周旋にかかわる記事(書簡六二六)がみられるのは両者の関係から当然である。

Aでは、こうした私的な消息文の中にも、侍医・軍医としての職務や進退にかかわる記事が散見される。

書簡六一三は、惟準のオランダ留学中の貴重な消息を伝えている。惟準がオランダに留学したのは、自伝により、慶応元年(二十三歳)とされ、これが通説となっているが、これは惟準の記憶違いと思われる。本稿では、ポードウィンや同行者の記録から慶応三年(二十五歳)と改めた。

書簡六一四は、大村益次郎暗殺直後の大阪からの書簡である。惟準がポードウィンを伴って京都に赴き、ポードウィン

が大村の手術を行なった話は有名である。

書簡六二四は、西南戦争中の久留米からの消息とみられる。

書簡六二二は、惟準が大阪鎮台病院長となつて大阪に移つたときのもので、謙斎の勧めもあつて眼科の開業を試み、謙斎の蔵書を借りて『メーエル氏眼科書』を翻訳していたことを伝えている。

またこの書簡には、「昨今橋本君檢閱使随行ニテ当地滞在、就テハ同君之神經質ニハ閉口致候、同君ハ其兄君とハ違ヒ誠ニ信義なき人物ニ御座候」と橋本（綱常）に対する厳しい人物評價が吐露されている。

書簡六一八は、惟準が軍医監を拜命した時のもので、「誠二年來之御周旋ヲ蒙リ」と、謙斎の引き立てに謝意を表している。

Bでは、職務上の交渉は切れ、もっぱら私事にわたる内容で占められている。明治二十四年、惟準は従四位に叙せられたが、これは謙斎の上申によるものであつた。書簡六二一はこの上申の際のものである。書簡六二七、六二九は謙斎の叙爵の際、惟準が書いた親族書の下書で、洪庵を謙斎の父、惟準を謙斎の兄としている。

惟準が四十五歳の若さで軍医を退いて大阪に移つた主な原因は、脚気の病因に対する石黒忠憲との意見の衝突からとされる。直情径行的で自我の強い性格の惟準を、一方ならず謙斎が周旋していることも窺われる。

(遠藤 正治)

## 池田文書の研究(五)

### 第六一三号文書

緒方洪哉書状 池田謙齋宛

\*〔齋藤〕

(端裏書き)

緒方惟準殿和蘭留学先

慶応三丁卯十二月朔日御認之尊書、西千八百六十八年第三月七日相達難有拜誦仕候、先以諸兄益御多祥被為成御勤學、恐悅不斜奉万賀候、次ニ此地徒生一同無異碌々消光罷在候、乍憚御放伸可被下候、扱昨夏來御答不被下、御動靜も稔と相知之申候得共、満氏(一)抱氏方(二)え之書状にて御一統御清適ニ御勉業之事と奉遠察候、然ル処今般御細書被下、実ニ御拝顔致候様被存数回披見、御厚情之段心胆ニ透シ難有奉万謝候、加之高印ニ付種々御厄介実ニ無申訳腋汗之至、御高評之程偏ニ奉願上候、○小罵乳母不幸にして相果候は愁然之至御座候、其節も早速御診察被下御治法迄御加へ被下候趣、高印も申來、厚く御礼申述被具候様当人よりも申越候、実ニ何から何ニ迄之御厚情御礼之程難尽筆紙、隔天にて垂頭奉万謝候、加之過頃ハ御不自由中ニ御無理申上金子御拝借、高印之御渡被下候段有難奉存候、乍此上御滞崎中ハ恐入候得共、私兒何卒御着眼奉願上候、尊君其後御愛聞之御離別なく御座右之由、実ニ御尤之事ニ御座候、可恐ハ愛情小生之如く遠隔ニても常ニ右婦人を想像致し慕はしく御座候、今般江府之一封差出候ニ付、又々老母迄他事ニ事ヨセ御地之金子差送り可申候、夫ニて暫時ニても御困窮御通れ可被成候、乍併御地之景勢実ニ御羨敷、昔日之厚情思出し諸君御慕しく御座

候、小生事ハ昨冬中ハ当地キリマートニ馴不申、不絶<sup>(四)</sup>シンヤン  
グを腦<sup>(三)</sup>ミ困居候処、於節稍々春陽相催候ニ付健壯ニ相成候次第  
故、御地之事而已不絶思出し、寸閑ニも帰朝を忘却不仕候、加  
之面白敷もなきホールベニテングニ晝夜苦勞之外何一として  
楽ミ無之、空然ニ送光罷在候、間々徒生中にて奇事を起し候を  
楽として一笑仕候程之事ニ御座候、此段御憐察可被下候、奇事馬  
鹿一条ハ松本<sup>(六)</sup>申上候間相略申候、一、方今歐羅巴之形勢靜謐  
ニして「プロイセン」「オーステンレーキ」戦争評も全く絶へ  
申候、昨秋「イタリヤ」国「ローマ」府ニパリバリス蜂起、仏  
軍兵と小戦争有之候得共急ナ平治致し、御節ハ諸洲靜謐にて益  
學術共ニ開申候、臣目利加蒸氣車鉄道之大業も過半出来、当年  
中ニは全く出来致候よし、左様候得は本朝え之往来自由ニ可相  
成候、夫ニ反して本朝之風評不宜、殊更方今之形勢恐入候次第、  
遠隔之地故虚実難計御座候得共、実ニ仰天長歎之至御座候、御  
擾乱之原は薩印<sup>(七)</sup>相起り候事と奉違察候、実ニ可惡国賊ニ御座  
候、一、抱氏去月此地出立仕候得共、右本朝之擾乱ニ付巴里ニ  
足を止<sup>(七)</sup>ミ後便を待居候、一、御地出立之節諸君<sup>(七)</sup>君<sup>(七)</sup>御約束申上候  
書籍「ブリル」抔求置候得共、何分御地え之良便無之、加之大  
物故当惑仕居候、今般御申送之「フレス」アナトミーハ全備ニ  
相成居候間、早速幸便を採策致し樋<sup>(九)</sup>ニ御送り可申上候、外之諸  
君へも左様御伝声可被下候、一、御地満水、英水夫殺害、新鎮  
台散兵「キリステンドム」一条抔ハ新聞紙にて承知罷居候得共、  
御紙面にて尚明白ニ相成有難奉存候、一、新たにわんハ実ニ  
羨敷、食事毎ニは思出し口内酸生仕候、一、月沢未タ出崎不仕候

よし、当人御地え罷出候得はよろしく御伝声可被下候、御愛聞  
え何か珍物を呈度御座候得共、不得幸便不得其意候間、呉々も  
宜敷御伝声可被下候、一、竹内君、土生君へ宜敷御鳳辨奉願上  
候、竹内君ハヤハリ両聞ニ御座候哉、此節ハ其地又々京師之擾  
乱ニ付御盛之事と奉違察候、一、御地ニ遊学仕居候馬嶋会津人  
当節「プロイセン」オルテンビュルクニ勤学罷在、毎度書状差  
送り申候、当人も不幸ニして此度は帰朝仕候、夫も無金ニ付て  
之事ニ御座候、一、仏英魯之舍弟共無異勤学罷在候、乍憚此又  
御放伸奉願上候、ペーテルヒュルクハ昨冬ハ十年來之寒氣にて  
人三人凍死空鳥落死致候よしニ御座候、一、当節ハ当国ニも本  
朝之徒生多く相成、大威得折々集会、大ニブリシールを得候、  
御存じ之通り林、伊東之外赤松大三郎御軍艦付、佐賀人佐野、  
石見人太田、我々とも都合十人御座候、一、野生は昨冬転宅仕  
候て学校近傍ニ借家を求メ住居罷在候故、「アドレス」差上申  
候、何卒尊君御閑暇次第短書にてよろしく御座候間、折々御書  
状被下度偏ニ奉願上候、此地も一ヶ月一度ツムハ呈上可仕候、  
実ニ遠国にては親友之書状ハ面会致候様被思、数回繰り返り拝  
誦仕、精神を楽しまし申候、御地もハ三ヶ月ニ足すして御書状  
相違候間、偏ニ右条ハ願上候、小生此地ニ罷越候後、江府<sup>(八)</sup>へ  
只た二度書状参り候而已ニ御座候故、学校出勤遅刻ニ相成候ニ付、乍  
外ニ申上度事海山御座候得共、学校出勤遅刻ニ相成候ニ付、乍  
残念止筆仕候、余は奉期後便之時候

西洋閏千八百六十八年第三月八日朝七字認

和蘭ニトクレクト 緒方洪哉百拜

池田謙斎様

二白、時下折角御厭專一可被遊候様奉願上候、御序之節松岡  
吉雄其外塾中一統えよろしく御伝へ可被下候、満先生え松小  
生にて写真呈上仕度御座候間、同人え御呈し被下度且又よろ  
しく御伝声可被下候、其外丸山諸店えよろしく、今般高印之  
書状御届ケ被下有難奉存候、乍御面倒別封又々高印へ御投可  
被下候、当国之芝居、楽音、馬芝居杯も一覽仕候得共面白  
敷無之、此等之事へ本朝ニ限り申候、みなさんかうらやまし  
かばい、竹谷、赤星も呉々も宜敷申上被呉候申出候、

- (一) 満氏：マンスフェルト C.G. van Mansvelt ボードウインを継いで慶応元年長崎精得館教諭。のち熊本医学校、京都療院のお雇い教師となる。
- (二) 抱氏：ボードウイン A.F. Bandwin (1822~1885) ホンメの後任として文久二年来日し長崎精得館教諭となる。惟準は一時その訳官をつとめ、慶応三年六月オランダ留学の際にはその帰国に同行、その紹介によってユトレヒト陸軍軍医学校へ入学。
- (三) キリベート：klimat 氣候。
- (四) シンキング：zinking カタル、感冒。
- (五) ホールベニテング：voorbereiding 予習。
- (六) 松本：松本良順の子蛙太郎。慶応三年幕府オランダ留学生として惟準と共に留学。
- (七) ブリル：bril 眼鏡。
- (八) フレス：J.A. Fries: Handleiding tot de Stelsmatig Beschrijvende Onleedekunde van den Mensch, Utrecht, 1855 『体系的人体解剖の手引』。
- (九) キリストendom：Christendom キリスト教。

(一〇) 竹内：竹内正信。

(一一) 土生：土生玄昌か。

(一二) 馬嶋：洪庵門人馬嶋健吉か。健吉は加賀大聖寺藩医、明治元年オランダ留学。

(一三) ブリッセル：Plesier 楽しみ。

(一四) 林：林研海。林洞海の子。文久二年幕府第一回オランダ留学生として留学中。

(一五) 伊東：伊東方成。玄朴の養子。林研海と共にオランダ留学。

(一六) 佐野：佐野常民。

(一七) 太田：未詳。

(一八) 松岡：未詳。

(一九) 吉雄：吉雄圭斎か。

(二〇) 竹谷：武谷椋山(俊三)。福岡藩医原田種彦の二男で武谷椋亭の養子となる。長崎に留学し、ボードウインに師事し、惟準らと共にオランダへ留学。明治三年帰国し実家に復帰し俊三と改め、陸軍省八等出仕、軍医学校附となり、のち大阪府病院、金沢病院に勤務した。

(二一) 赤星：赤星研造。筑前藩より長崎留学を命ぜられボードウインに師事。惟準らとオランダへ留学。明治三年ドイツへ転じ、七年帰国。宮内省侍医を経て大学東校教官となり、のち仙台病院長となる。

\*「」は判読、翻字作業を行った会員名を示す。

第六一四号文書

緒方洪哉書状 池田謙斎宛

〔斎藤〕

御序之節土昌氏が先年ホートインえ遣候香爐之義、以手紙当  
人え尋可被呉候様申出候間、土呂行兼手紙差上候間、当人え  
御渡可被下候、已上

一書拜呈時下秋冷相催候得共、御惣容様益御機嫌克被為在、珍

重不斜奉大賀候、尊兄ニハ益御勇健御奉職被遊、南山之御儀奉  
拝賀候、次小生碌々消光罷在候、乍憚御放伸可被下候、扱て過  
日高橋氏之御託之尊書相達し、有難拝読仕候、毎度御親切ニ被  
仰聞、実ニ落涙奉感謝候、此度火急ニ御用取ニ付、近々御地之  
出頭可仕候間、何卒又々御厄介奉願候、只今々相願置候事ハ、  
小生着之日一晚尊兄方之止宿願上度、甚恐入候得共伏て奉願候、  
御用之筋は更ニ未明、何レニモ出頭可致候、今ニ岩佐氏下坂無  
之、日々に屈指相待居候、京坂とも変事も無之候ども、大村益  
次郎暗殺ニ出遇ひ、大ニ深手を受ケ申候、先ず生ニは係り不申  
と風評仕候、尤も京地にて有之候也、先は右申上度早々如此御  
座候、恐々謹言

九月九日明ケ

緒方洪哉

池田謙齋様

机下

尚々時下御厭專一可被遊候、尊大人始皆々様之宜敷御鶴声可  
被下候、ホートインガも宜敷コンプリメント申出候、已上  
乍御面倒別封伊東之御届可被下候、已上

(一) 土昌…土生支昌か。

(二) 高橋…高橋正純か。

(三) 岩佐…岩佐純か。

(四) 大村益次郎暗殺…フランス式の軍制を採用しようとして明治二年  
九月四日五十嵐貞利等により襲われ、十一月五日に没した。

(五) 前注より明治二年と推定される。

第六四四号文書 洪哉書状 謙齋宛

口上

花松典侍容体今午後四時参診候処、昨日御診察後午後四時比ヨ  
リ大便三四行、切メ堅ク後軟便多量少々ツ、便之為メ痛アリ、  
今日は今ニ通シ無之テ凶異状無之先平穩、仍て此段申上候也、  
十二月廿四日午後四時三十分 洪哉拜

謙齋大先生

第六二四号文書 緒方医正書状 池田医監宛

〔斎藤〕

益御清祥奉拝賀候、扱官軍熊本ニ相達、本営も移転相成候趣実  
に可賀々々、処方箋東京書状并に包物共為持さし出候、御落掌  
可被下候、当地患者今一船参り候ハ、先ず輸送し終り候間、不  
日其御地之向テ出発之心得なり、其砌ハ諸事宜敷御取計願上候、  
医官ハ已ニ長崎へ過半さし出候、右申上度、草々謹言

四月十八日

緒方医正

池田医監殿

(一) 明治十年西南戦争の際、惟準は三月二日福岡より久留米に移り、  
征討軍団病院副長を仰付けられ、陸軍本病院出仕の命を受けた。  
軍団病院長は林研海であったが、研海は主に戦地に赴いたので惟  
準が院長の代行をして久留米に在った頃と推定される。

第六二三号文書 緒方惟準書状 池田軍医監宛

〔斎藤〕

(封筒表)

東京駿河台北甲賀町十五番地 池田軍医監殿 乞親展(消印)  
平信

(封筒裏)  
大坂鎮台病院 緒方惟準(消印)

両度之尊書難有拝読仕候、時下秋冷之候尊堂御窓容様御利益御清安被遊御起居、珍重不斜奉大賀候、二ニ茅屋一同無異消日罷在候、乍恐御休伸可被下候、扱毎度御懇切ニ「プリハートブラクチース」之義御申越被成下、御厚情之段難有奉万謝候、已に出京前ニも尊兄ノ右御話有之候ニ付、当地着後直ニ以其心願眼療而已申ラ致居候処、昨今は右患者陸続参り候ニ付、以テ手術患者も有之、旁以当府下北浜三丁目十九番地ニ右病室取設、先月下旬来官務之余暇出頭致居候、十分昨今ハ繁忙ニ相暮居候間、此段御安慮被成下度希候、○拙母事、当地之氣候相応候ゆヘ歟近頃ハ至テ健康日々外出罷在候、此又御安慮被成下度候、母ノ無申訳御無首御詫申出候、○道平方伯母過日来下血之症ニ付、尊兄之御治療相願全快之趣申来、難有奉拝謝候、尚乍此上宜敷願上候、○四郎義ハ昨今商法ニ勉強之趣候得共、此又時々御注意被成下候様奉願候、○松本鉦太郎殿ハ御申越之病症ニテハ、実ニ氣毒千萬奉存候、御序之節同君之宜敷御申伝願奉候、○石川君賊難ハ御氣毒、無かし奥様が思ヒやられ候、○迂生出京前迄恩借相願候メーエル氏眼科書已ニ三十枚翻訳致候ニ付、尚其統相訳度存候ゆヘ、幸便之節暫時拝借相叶申間敷候哉、此段伏テ奉懇願候、先右御貴答旁不毫相呈候、猶奉期後首候、頓首謹言

十一月十二日

惟準百拝

謙齋兄

玉机下

尚々乍末筆御伯母様始皆様之宜敷御致声奉願候、過日ハ御帰省被遊候よし、無かし御両親様之御悦被為在候ハんと御遙察申上候、当地ニ御用向も有之候ハ、無御遠慮御申越被下度候、昨今橋本君檢閱使隨行ニテ当地滞在、就テハ同君之神經質ニハ閉口致候、同君ハ其兄若トハ違ヒ誠ニ信義なき人物ニ御座候、然かし御他言ハ無之様願上候也、

(一) プリハートブラクチース: privat praktik 開業。

(二) 四郎: 惟準弟、明治三十八年没。

(三) 松本鉦太郎: 良順の長男、明治十二年四月六日没。

(四) 石川: 陸軍軍医監石川桜所、明治十三年没、年五十九。

(五) 惟準は明治十一年七月、陸軍本病院出仕を免ぜられ、大阪鎮台病院長を仰付けられ同月下旬大阪に移っている、この年の書簡と推定される。

(六) 橋本: 橋本綱常。明治十一年九月四日、中部横岡使隨行を仰付けられる。

### 第六二六号文書

緒方惟準書狀 池田謙齋宛

[斎藤]

兩来御無音欠礼ニテ御海怒可被下候、時下秋冷相催候得共、高台御窓容様益御清康被為在御起居、珍重奉大賀候、次ニ茅屋一同無異消光罷在候間、乍恐御放念可被下候、扱今般、先考門人田中信吾外一名出京之上、石川県金沢医学校ニ独乙医士名雇入度趣ニテ、尊台下之罷出御協議相願度段、迂生迄依頼申出候間、御多忙中恐入候得共御面会被成下、当人之願意御聞取奉願候、迂生義も当年中上京、久々御高談拝承仕度存候ニ付、属之林軍医総監之内願ニ相及候得共、未々其義不相運、切齒罷在候、御

伺も御座候ハ、台下る尚御内願被成下度、奉伏願候、実ハ三弟

十郎イタリヤ國ニ於テ不都合之廉々、近頃同國駐在領事中島万吉帰朝被致居候ニ付、遣子一条并ニ負財等相片附中島も来

一月ハ再々夫之國ニ罷越候趣、旁以心中取急居候、此度は賢案可被下候、外ニ申上度事如山有之候得共、御存之拙文ニテ不得其意候間、不日上京之上万々可申述候、先右御依頼件々申上度如斯候、草々謹白

十一月廿三日

惟準拜

謙齋賢兄

座前

(一) 田中信吾：安政三年適塾入門、田中癸太郎、金沢医学所學長。明治十二年創立金沢病院長。明治三十三年没、年六十一。

(二) 三弟十郎：洪庵の三男。嘉永六年九月十二日生。フランスに留学するが明治十一年四月四日没。

(三) 前注より、十郎がイタリヤで死亡した明治十一年と推定される。

### 第六一八号文書

緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔齋藤〕

(封筒裏)

東京駿河台北甲賀町九番地 池田一等侍医殿 要用乞親展 (消印)

(封筒裏)

(欠) 阪北新町 緒方惟準 四月三十日出 (消印)

四月廿六日御認之尊書相達拝読仕候、時下春暖之候高堂御惣容様益御清福被為在御起居、珍重不斜奉万賀候、次ニ当方一同無異消日罷在候、乍恐御休伸可被下候、御伯母様ハ道中御勞も不

被為在日々御見物ニ相成居、昨日ハ西京見物ニ御越被遊候間、

必ず御心配被遊間敷候、扱迂生身上巨細石黒御聞取被下候趣、難有奉存候、如仰定説無之と被思候も面白敷からず、先ず家族を遣シ置出京可仕候、松本林之厚意も有之、旁以決心之上罷出可申候間、最早林君えハ右御話無之様奉願候、只今伝信ニテ昨

廿九日軍医監拜命申来候、誠ニ年来之御周旋ヲ蒙リ、今般一等昇進難有奉存候、先右尊答旁御礼申述度如此候、謹言

四月卅日

惟準拜

謙齋尊長兄

虎皮下

再伸、来月中旬頃出京可致と存被候間、又候其節ハ御厄介之程奉願候也、

(一) 軍医監：惟準は明治十三年四月二十八日陸軍軍医監兼陸軍薬劑監に任ぜられ、軍医本部次長を仰付けられた。

(二) 前注の事情により東京に転任する直前で、明治十三年と推定される。

### 第六三〇号文書

緒方書状 池田宛

〔齋藤〕

拜啓、益御清適奉賀候、然者先夕ハ身上ニ付種々御配慮難有奉多謝候、愚弟重三郎事一週日前寒冒熱ニ罹リ居候処、今以解熱不仕、毎日悪寒発熱三十九度以上、サルチール酸服用候ハ、其日ハ三十六度ニ下降致候、此節チヒニス流行之際ニ付、甚以同人も心配罷在候、就ては御多用中恐入候得共、御寸閑之節一応御来診奉伏願候、右不取敢願用申述度如斯御座候、勿々不

備

(三)  
十二月十二日

緒方拜

池田様

(一) 重三郎：洪庵の末男、安政五年六月一日出生。明治十九年三月六日没。

(二) 前注より重三郎生前、明治十八年以前。

第六二八号文書 緒方書状 池田宛

〔斎藤〕

昨夕は御草臥之処御来診相願、難有奉拜謝候、扱昨夜御示之芥子甞法水蛭貼用之義、午前一時芥子甞法ヲ施シ候得共、十四分時間ニシテ難堪申聞座擧状之模様之有、下脚以下厥冷候ニ付去除、温保法ヲ連用候、三時ニ至リ発温、次テ大小便(欠)大便ハ水瀉中少塊之糞分(欠)小便ハ多量涸濁、夫(混の誤)漸精神爽快ニ赴キ始テ夢覚スル如シ、咯痰も大ニ減少食氣ヲ発シ、「ソフ」(米汁)「ビスケット」等ヲ嚥下ス又タ易シ、以テ昨夕ノ如ク咯痰多カラス、今朝八時半頃又々大小便之有前同様ニ候、大ニ甘汞ノ下利物ニシテ色臭も相似タリ、脈搏ハ八十四次なり、先良兆歟と被存候ニ付、不取敢右申上度且ハ昨夕之御礼申述度如此候、草々不備

廿四日

緒方

池田様

尚々本日御寸閑之節御来診願上候也、  
精神過敏ハ同様ニシテ聴官(マ)鋭敏ナリ、

第六二五号文書 緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔斎藤〕

(封筒表)

東京神田区駿河台北甲賀町九番地

池田謙齋様拜答 緒方惟準

(消印)

(封筒裏)  
十二月二十九日 從大坂今橋三丁目 (消印)

再伸、同姓拙齋(三)も宜敷御礼申上被具候様申出候也、

尊書拜読、満堂御敏容様益御清康奉恐賀候、然ハ老母大患俄ニ申越、即日出发仕候故、参堂之余時無之失敬仕候、此段御用捨願上候、病症ハ昨年之通り肺氣腫(三)炭酸中毒諸症相発、小生着坂之日ハ極点ニ達シ居り候ニ付、不取敢昨年ノ御方書通甘汞下劑相投候処、三四時間ヲ過キテ多量の便通大小便共有之、其後漸次ニ脳症減退、本日ニ至テハ精神も醒覺致候、惟々衰弱と未タ横臥充分ナラス候、右ニ付祛痰劑とキニー子カンフル合劑を投与罷在候、尚御考も有之候ハ御方書願上候、昨年と異ナル処ハ只々手足の浮腫而已御座候、浮腫も廿六日来漸次消褪仕候、留守宅小児氣管支カタルニテ御診察相願、早速快方仕候由難有奉存候、乍此上留守宅之義恐入候得共万事宜敷奉伏願候、○次郎様未タ全ク御解熱と被成候よし、誠ニ御心配申上候間、折角御加養專一奉禱候、本年も最早一兩日ト相成、賑々御多忙被為在候ハんと奉存候、先右不取敢尊答申上度、早々如此御座候、  
謹言

(三)  
極月廿九日

惟準拜

謙齋大兄

尚々、御伯母様之宜敷御致声可被下候、老母も前文之次第

ニ付、今般も先ず万死ノ一生ヲ得候へん歟と存候也、

(一) 拙齋：惟準の妹八千代の婿養子。文久二年洪庵が江戸に出た跡齋塾を継ぐ。明治二年文部中助教、四等權大助教となり、五年造幣局御用掛に任ぜられる。二十年惟準と共に緒方病院を設立して院長となる。明治四十四年没、年七十八。

(二) 老母：洪庵夫人八重、明治十九年二月七日没、年六十五。

(三) 惟準母の病没前の明治十八年と推定される。

### 第六一七号文書

緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔齋藤〕

拜啓時下余寒甚敷候得共、玉堂皆様益御多祥奉拝賀候、扱当地市街並ニ兵營ニ流行性腦背髓莫炎先月上旬ノ特発致居候処、長男<sup>(一)</sup>整之助先月廿五日頃<sup>(二)</sup>該症ニ罹リ、最急性ニは無之候得共漸次悪兆ヲ呈シ、本日ニては余程虚脱ニ陥リ半昏睡、一同痛心罷在候、迎も今回は万死ヲ遁レ難クト被存候、御地ニ罷在候ハ、早速尊診ニ預リ、又、回生之道も可有之歟ト、夫ノミ残懷ニ御座候、御序も有之候ハ、右箕作氏保田氏等<sup>(三)</sup>之御通知奉願候、尚今明日之処危険ニ被存候故、一応生前右申上度、取急呈不毫候、勿々拜具

二月六日夜

緒方惟準

池田謙齋様

座右

(一) 整之助：惟準の長男、明治二十一年二月十二日病没、年二十。  
(二) 整之助死亡直前の明治二十一年と推定される。

### 第六二一号文書

緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔齋藤〕

尊書雖有拜読、時下寒冷之節玉堂御窓容様益御清榮奉賀候、爾来無申訳御疎遠之段、平ニ御海窓可被下候、野生先月「ヘパチマス」ニ罹リ、一時ハ苦惱仕候得共、幸ニ早速全快致候、右御尋ヲ蒙リ難有奉万謝候、扱先年内願仕候義今以御心頭ニ被為懸、種々御配慮被成下候段、重々難有奉存候、今回命ニ從ヒ、野生宮内省出仕之履歴相認差上置候之間、宜布御取為奉願候、尤も明治初年ノ義ニ付、辞令書無之分多、口頭ニテ被申付候義も有之候、野生日記中ニ依リ摘撮シ要事ノミ相認申候、実ニ明治初年西京ニテ被召出候節ハ、宮内諸事未開ニテ大苦心仕候義ハ御推察可被下候、先右御貴答迄、余奉期後便候、恐々拜具

十二月十一日

緒方惟準

池田謙齋様玉案下

尚々当年も最早余日無之、嗚々御多忙可被為入と奉存候、時下折角御厭專一可被遊候、愚妻も御一同様之宜布申出候也、  
(一) 宮内省出仕之履歴：惟準が従四位に叙せられたのは謙齋の上申があったとされる。このとき惟準が謙齋に差出した履歴書と推定される。  
(二) 惟準が従四位に叙せられたのは明治二十四年十二月二十六日であつた。この直前の書簡と推定される。

### 第六二二号文書

緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔齋藤〕

(封筒裏)  
東京駿河台北甲賀町九番地 池田謙齋様拜復 大坂 緒方惟準  
(封筒裏)  
(消印)

芳墨拝誦、時下秋冷近日相催候処、先以玉堂御惣容様益御清寧奉恐賀候、次ニ茅屋一同無異送光、御休伸可被下候、扱春来多忙ニ罷在、乍存御無沙汰之段平ニ御海恕可被下候、欠下友造本日來訪ニ付如何とも致シ、弊院ニテ医員中ニ相加へ可申候、何分定員外ニ雇入相断リ候規則ニテ、今暫時欠員有之候まで猶余之義申聞置候間、此段責台にも御含置奉願上候、同子えハ欠員次第西京旅宿まで申入候と申述置候、先右貴酬申述度、取急如斯候、早々不尽

(一)  
十一月八日夕

謙齋賢兄

惟準拜

尚々時下折角御厭專一可被遊候、野生義已ニ尊地ヲ去り満六ヶ年ニ相成候故、亡父墓参旁一応出京仕度心得候得共、御承知之通り医業ハ何分ニも手放シ他行仕兼、今に猶余罷在候、何レ本月末ハ少々病用も閑ニ可相成被考候故、是非トモ本年中ニハ出京、久々拝語ヲ得度相楽居候也、

(一)「尊地ヲ去り満六ヶ年」とあるので明治二十六年と推定される。

第六一九号文書 緒方惟準 池田謙齋宛

(封筒裏)

京都三本木仲ノ町榊原邸北隣 侍医局長池田謙齋殿拜復

浪花 緒方惟準 (消印)

芳書拝誦、時下春和相催候処、台下益御多祥、一昨廿七日御安着ノ之段奉恐賀候、次ニ茅屋一同無異消光罷在候、乍憚御安意

(斎藤)

可被下候、扱廣島表御在營中一応御伺仕度存居候処、業務多忙

ニテ乍遺憾御無沙汰仕候段、平ニ御許容可被下候、此度御申越之「エペー」さし革帯、早速佩劔師之申遣候処、当時出来合ハ

無之候ども三四日中ニ出来候趣故、精々早く出来上リ候様申候間、出来次第御送り申上候、代価ハ二円五十錢位ト申居候、態々右金必ス御送附ニハ不及候、何レ御在京中ニハ一応御伺可仕心得候、愚妻も宜敷申出候、過日上京候節ハ毎度参館御厄介ニ相成候赴、難有奉多謝候、右御貴答、早々拝具

四月二十九日夜

謙齋大兄

玉机下

惟準拜

(一) 廣島表御在營中：明治二十七年九月、大本營が広島に移った際、謙齋が供奉仰付けられたことをさす。

(二) エペー：E. P. フランス語エペ、フェンシング。

(三) 注(一)より明治二十八年と推定される。

第六二〇号文書 緒方惟準書状 池田謙齋宛

(封筒裏)

東京池田謙齋様親展

(封筒裏)

托小林謙三君 緒方惟準 粗品相添

拜啓、時下春寒甚敷候得共、玉堂御惣容様益御清適奉恐賀候、扱爾來御病状如何被為在候哉、日々御案中上居候、時々御伺に可致候之処、業務ノ為メ無申訳御疎音、平ニ御海恕可被下候、当地新紙ニテ今般御勲功ニテ御華族ニ被列、御爵迄御受ニ相成

(斎藤)

候段承知致シ、実に御悅申候、／＼近頃之御様子御伺迄、粗末之品供貴覽候、御笑味被下候ハ、本懐之至候、右得貴意度如斯候、早々拝具

二月七日 緒方惟準拝

池田賢兄

二白、御伯母様御一同之宜布御致声可被下候也、

(一) 謙齋が男爵に列せられた明治三十一年と推定される。

第六二七号文書 緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔斎藤〕

(封筒裏)

東京神田区駿河台北甲賀町九番地 池田謙齋様 大坂 緒方惟

平安

準 拝復

緒方洪庵先生夫婦一族籍入

(封筒裏)

五月九日夕 消印(五月十一日イ便)

足守藩佐伯瀬左衛門次男

旧幕府奥医師

父

法眼 緒方洪庵

兵庫県有馬郡名塩村平民

億川百記長女

緒方洪庵妻

母

八重子

大坂府土族

兄 従四位勲三等 緒方惟準

(一) 書簡六二九の添書で謙齋の受爵の際の親屬書下書きと推定される。

第六二九号文書 惟準書状 謙齋先生宛

〔斎藤〕

尚々結構なる御品御送付ニ預リ有難奉万謝候也、

五月五日御認之貴書難有拝誦仕候、時下春和之候満堂御惣容様益御多祥奉恐賀候、随て拙宅一同も無事消光罷在候、乍憚御休伸可被下候、扱爵位局之親屬書御進達ニ付、御問合之条々別紙記入有之候、もし御不分明ノ処も有之候ハ、又々御申遣願候、

伊東兄ニも御養生不被為叶終ニ御逝去被成候赴、通知にて驚入申候、追々知己朋友欠亡致し、心細く被存候、何レ吾等も不遠内と覚悟罷在候、右拝復言余期後信候、草々不尽

五月九日夕

惟準拝

謙齋老兄座右

(一) 伊東：伊東方成、侍医兼宮中顧問寛 明治三十一年五月二日没、年六十七。

(二) 前注より明治三十一年と推定される。

第六一五号文書 緒方惟準書状 池田謙齋宛

〔斎藤〕

新年之御吉慶芽出度申納候、高堂御惣容様益御機嫌能御越年被遊、珍重恐賀奉雀踊候、次ニ弊宅一同無異加齢仕候、乍憚御休伸可被下候、扱平素ハ御無沙汰ノミ平ニ御海恕可被下候、昨春以来国難生し候得共、海陸軍共連戦連捷、已に東洋艦隊を全滅し終ニ難攻不落之旅順要塞も今一日ニ陥落ス、実ニ芽出度困運互に御同慶此上も無之候、誠ニ互ニ斯ノ如キ盛世ニ遇ヒ、国光

の全世界ニ發展スルを見るトハ思ハサル処ナリシ慶賀々々、右  
年賀ト共ニ祝詞申述度不毫如斯候、恐々拝具

卅八年一月三日

緒方惟準

池田謙齋大兄

尚々、時下寒氣劇敷候間、折角御自愛專一可被遊候、乍末  
筆御惣容様へ宜敷御至声希候也、

第六一六号文書 大病院頭取（前田信輔）

〔斎藤〕

乍恐口上

一、去夏横浜表え大病院御取建ニ相成候以来、不肖之私え病院  
医師頭取仰付、右病院当府え御引移しニ相成候ても、引統相動  
候様被仰付候ニ付、駕才ながら鞠躬尽力相勤居候処、当正月於  
行政官緒方玄蕃少允殿